

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則

平成18年3月6日

規則第166号

(趣旨)

第1条 この規則は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書の提出)

第2条 法第10条第1項及び第2項の規定により市長に届け出る書類は、正副2部とする。

(通知書の様式)

第3条 法第11条の規定により市長に提出する書類は、通知書（様式第1号）によるものとする。

(身分証明書)

第4条 法第43条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第2号）とする。

(補則)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成14年上田市規則第27号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第3条関係)

通 知 書

年 月 日

(あて先)上田市長

(工事発注者)発注者職氏名：_____

住 所：_____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所 属 名					
	担当者職・氏名					
	電 話 番 号					
工事の内容	工 事 の 名 称					
	工 事 の 場 所					
	工 事 の 概 要	工事の種類 ☐ 建築物に係る解体工事 ☐ 建築物に係る新築又は増築の工事 ☐ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの ☐ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等()注				
	工 事 の 規 模	建築物に係る解体工事 用途____ 階数____ 工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____ 階数____ 工事対象床面積____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____ 階数____ 請負代金____万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金____万円(税込)				
	工 期	年 月 日～ 年 月 日(着手予定日： 年 月 日)				
請負者	会 社 名				主任技術者、監理技術者又は技術管理者	
	所 在 地	〒			氏名：	
	業 者 登 録	建 設 業	番 号： 年月日：	解体工事業	番 号： 年月日：	番号：
	電 話 番 号	— — (内線)			FAX	

※ 受付番号_____

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。

(例：舗装、築堤、土地改良等)

様式第2号(第4条関係)

(表)

第 号	
身分証明書	
所 属 職氏名	
生年月日 年 月 日生	
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。 年 月 日	
上田市長	印

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋) (立入検査) 第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (政令で定める市町村の長による事務の処理) 第46条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市町村(特別区を含む。)の長が行うこととすることができる。 第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (6) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）